

介護老人福祉施設 葉山清寿苑
【利用料金表】

1. 介護サービス費

(1)

項目	金額と単位数			
		個室(円)	個室(単位)	多床室(円) 多床室(単位)
基本額（１日）	要介護１	¥5,885	573	¥5,885 573
	要介護２	¥6,583	641	¥6,583 641
	要介護３	¥7,312	712	¥7,312 712
	要介護４	¥8,011	780	¥8,011 780
	要介護５	¥8,699	847	¥8,699 847

(2)

		加算名	円	単位	内容の説明
加算額	○印は全ての方に 加算されます △印は施設の体制 が整い次第加算 を開始いたします (▲については同項 目 のうち１つのみ)	○ 看護体制加算(Ⅰ)/日	¥41	4	常勤看護師を1名以上配置
		○ 看護体制加算(Ⅱ)/日	¥82	8	常勤の看護職員を入所者25名に対し1名以上配置、24時間連絡体制の確保
		△ 栄養マネジメント強化加算/日	¥112	11	管理栄養士を50:1以上配置し栄養管理を行う、且つLIFEへの情報の提供
		○ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)/日	¥133	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数+1名以上配置
		▲ 夜勤職員配置加算(Ⅲ)/日	¥164	16	夜勤体制加算(Ⅰ)+看護職員又は特定行為登録者を1名以上配置
		○ 安全対策体制加算/1回	¥205	20	安全対策部門を設け、外部研修を受けた担当者を配置等の体制を整えた場合入所時に1回算定
		▲ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月	¥410	40	利用者の心身の状況をLIFEへ提出し適切に活用している
		▲ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)/月	¥513	50	上記に加え疾病の状況等も提出
		○ 日常生活継続支援加算/日	¥369	36	新規入所者の介護4、5の割合が70%以上 介護福祉士の割合が入所者6名につき1名の配置
		○ 精神科医加算/日	¥51	5	月2回以上精神科医による療養指導が行われている場合
		○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本額+各加算額の総単位数×8.3%		
		○ 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本額+各加算額の総単位数×2.7%		
		○ 介護職員等ベースアップ等支援加算	基本額+各加算額の総単位数×1.6%		
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/日	¥225	22	看護・介護職員のうち介護福祉士の占める割合が80/100以上
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/日	¥184	18	看護・介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上
加算額	個別加算です 条件に該当する方 のみ加算となります	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)/日	¥61	6	看護・介護職員総数のうち常勤職員が75/100以上を占める
		▲ ADL維持加算(Ⅰ)/月	¥308	30	6か月間のADL値を測定しLIFEへ報告、改善率が一定以上の場合翌1年間毎月算定
		▲ ADL維持加算(Ⅱ)/月	¥616	60	6か月間のADL値を測定しLIFEへ報告、改善率が一定以上の場合翌1年間毎月算定
		入院時、外泊時加算	¥2,526	246	入院、外泊をした場合1月に6日を限度に加算
		初期加算	¥308	30	入所、1か月以上入院し再入所した場合30日を限度に加算
		看取り介護加算	当日	¥13,145	1,280
			前日、前々日	¥6,983	680
			4日前～30日前	¥1,478	144
			45日前～31日前	¥739	72
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥2,054	200	医師が認知症状を認め施設入所の必要を判断した場合7日を限度に加算
		個別機能訓練加算(Ⅰ)/月	¥123	12	専従の機能訓練士を配置し個別機能訓練計画に基づき訓練を行っている場合
		個別機能訓練加算(Ⅱ)/月	¥205	20	上記に加えLIFEへ状況を提出しフィードバックを活用
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)/3月	¥1,027	100	PTから助言を受け個別機能訓練計画を作成、目標に応じた適切な対応
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)/月	¥2,054	200	PTが訪問してリハビリを実施且つ個別機能訓練加算を算定
		自立支援促進加算/月	¥3,081	300	入所時に医師が医学的評価を行い3ヶ月ごとに支援計画の見直し、評価結果をLIFEへ提出
		若年性認知症患者受入加算/1回	¥1,232	120	若年性認知症を受け入れた場合
		退所前後訪問相談援助 各1回	¥4,724	460	
		退所時相談援助/1回	¥4,108	400	退所に係る相談援助(変更前は前後で1回)
		退所前連携加算/1回	¥5,135	500	
		再入所時栄養連携加算/1回	¥2,054	200	病院からの退院時、栄養状態が変わり病院の管理栄養士と連携した栄養計画を策定
		経口維持加算(Ⅰ)/月	¥4,108	400	経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の下、管理栄養士が栄養管理を行う
		経口維持加算(Ⅱ)/月	¥1,027	100	(Ⅰ)を算定しており多職種において行う食事の会議等に歯科医師等が加わった場合
		経口移行加算/日	¥287	28	経管により栄養摂取している利用者が計画作成、管理のもと経口摂取を実施
		療養食加算/日	¥236	23	医師より発行された食事せんに基づき療養食の提供
		口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月	¥924	90	歯科衛生士が月に2回以上口腔ケアを実施、必要に応じて職員へ技術指導
		口腔衛生管理加算(Ⅱ)/月	¥1,129	110	上記に加えLIFEへの情報提供を行いフィードバックを活用
		褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/月	¥30	3	利用者ごとに褥瘡リスクを評価し計画を作成/見直し/定期的な記録を行う、且つLIFEに全利用者の情報提供
		褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/月	¥133	13	入所時に(Ⅰ)によりリスクのある利用者が褥瘡発生していないこと
		排泄支援加算(Ⅰ)/月	¥102	10	排泄介護者の介護状態軽減見込みに医師と連携して評価/計画/支援且つLIFEへ情報提供
		排泄支援加算(Ⅱ)/月	¥154	15	
		排泄支援加算(Ⅲ)/月	¥205	20	
		在宅、入所相互利用加算/日	¥410	40	在宅の方が3ヶ月を限度として複数名で居室を利用
		感染症等による個室利用		個室料金	医師の判断により30日を限度に基本料金算定
		著しい精神症状による個室利用		個室料金	医師の判断により基本料金算定
		認知症ケア専門加算(Ⅰ)/日	¥30	3	定められた認知症専門研修終了者と定期的なチーム会議
		認知症ケア専門加算(Ⅱ)/日	¥41	4	上記に加え指導者研修終了者と研修計画の作成と実施

令和4年10月1日

2. その他の費用

(1) 居住費・食費

令和4年10月1日

負担限度額認定の段階			居住費(円)		食費(円)
			多床室(単位)	個室(単位)	
第1段階	全世帯員が 市民税 非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	320	300
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	370	420	390
第3段階①		課税年金収入+合計所得金額が80万円超120万円以下	370	820	650
第3段階②		課税年金収入+合計所得金額が120万円超			1360
第4段階		上記以外の方	1,040	1,540	1,550

※4段階の方は居住費の中に室料(470円)が含まれますが第2、3段階の方には当面の間補足給付があるため、室料の自己負担はありません。

※外泊及び入院中も居住費はお支払いいただきます。(ショートステイで空床利用させていただいた場合には居住費はかかりません。)

(2) その他のサービス費(自己負担となります)

サービス内容		利用料金
運営基準によるもの	日用品費	実費
	教育娯楽費(外出行事費)	1行事につき¥1,000
	(クラブ活動費)	材料費の実費
	健康管理費	予防接種等実費
	預かり金の出納に関する費用	1カ月につき¥1,500
	私物の洗濯代	外部クリーニング店を利用した場合実費
	理美容代	実費
	特別な食事	実費
	通院介助	協力医療機関を除く施設車両利用の場合、協力医療機関の範囲を超えた部分で 往復5km以内 ¥1,400、10km以内 ¥2,800(これ以上の場合1km毎に ¥280加算し 高速代は別途実費)
		片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます
通常のサービス提供の範囲外	入院期間中の援助等での付き添	4時間未満 ¥6,500 + 1時間毎に ¥1,000の加算し交通費は別途実費
	外出介助(送迎含む)	通院介助に同じ
	旅行の付き添い	付き添い1名につき1日 ¥10,000とし、交通費は別途実費 (施設車両使用の場合は通院介助と同額)
	電気代(1日あたり)	持ち込み電化製品1品あたり ¥30

介護サービス費の自己負担額の概算式(例)

介護度	要介護5	部屋の種別	多床室(単位)	負担限度額の段階	第4段階
-----	------	-------	---------	----------	------

	単位		日		1カ月当たり(単位)	
基本額	847	×	31	=	26257	
日常生活継続支援加算	36	×	31	=	1116	
看護体制加算Ⅰ	4	×	31	=	124	
看護体制加算Ⅱ	8	×	31	=	248	
夜間職員配置加算	13	×	31	=	403	
栄養ケアマネジメント強化加算	11	×	0	=	0	※現在算定していません
精神科医療指導加算	5	×	31	=	155	
科学的介護推進体制加算Ⅰ				=	40	
介護職員処遇改善加算	28343	×	0.083	=	2352	
介護職員特定処遇改善加算	28343	×	0.027	=	765	
介護職員等ベースアップ等支援加算	28343	×	0.016	=	453	
合計単位数					31913	

介護サービス費 31,913 × 10.27 × 0.1 = ¥ 32,775
0.2 = ¥ 65,549
0.3 = ¥ 98,324
(地域区分加算)(自己負担割合)(自己負担金)

自己負担金は保険負担分を引いた1割又は2割又は3割負担となるため上記計算と誤差が生じることがございます。

毎月のご利用料金はこの介護サービス費に上記室料と食費の日数分、出納管理料の合計額になります。

居住費と食費は負担限度額認定の段階により変わります(その他の費用(1)を参

令和4年10月1日

改訂